

旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件の緩和について

- 道路交通法改正（令和4年5月13日施行）において、第2種免許の資格要件（第96条第5項）が見直され、一定の教習を修了した19歳以上かつ運転経験が1年以上の者まで資格要件が緩和された。
- これを受け、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令についても同様の改正を実施。

	現行の要件	改正後の要件
年齢	21歳以上	21歳以上 <u>（旅客自動車の運転に必要な適性に関する教習を修了した者は19歳以上）</u>
運転経験年数	3年以上 （乗務員として旅客自動車に2年以上乗務した経験を有する者等は2年以上）	3年以上 （乗務員として旅客自動車に2年以上乗務した経験を有する者等は2年以上、 <u>旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習を修了した者は1年以上</u> ）

（下線部が改正によって緩和された部分）